

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県内における企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって県内の経済の活性化に資するため、企業立地事業の助成について拡充等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 新たに次の表の左欄に掲げる者に対し、同表の右欄に定める額の企業立地事業補助金を交付する。

<p>ア 企業立地事業（製造業に係るものであって、投下固定資産額が140億円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が100人以上であるものに限る。）を実施する者</p>	<p>投下固定資産額のうち20億円を超える部分の額に100分の15を乗じて得た額に2億円を加えた額及び初年度賃借料の額に100分の50を乗じて得た額の合計額（30億円を限度とする。）</p>
<p>イ 企業立地事業（製造業に係るものであって、投下固定資産額が70億円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が50人以上であるものに限る。）を実施する者（アに掲げる者を除く。）</p>	<p>投下固定資産額のうち20億円を超える部分の額に100分の15を乗じて得た額に2億円を加えた額及び初年度賃借料の額に100分の50を乗じて得た額の合計額（20億円を限度とする。）</p>

(2) 企業立地事業補助金として投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の25を乗じて得た額の合計額を加算する事業（知事が認定するものに限る。）に県が定める安定的かつ持続可能な経済成長の実現のための計画において県内で成長が見込まれる産業分野として位置付けたもの（戦略的に推進するものに限る。）に関する事業を加え、加算される限度額を10億円（現行 2億円）とする。

(3) 企業立地事業補助金の合計額が10億円を超える場合は、1年間につき10億円を限度とし、分割して交付する。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県建設工事等の入札制度を定める手続に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

入札制度の恣意的な運用の防止及び公平性の確保について入札制度に関する県の基本的な方針を議会の承認にかからしめる現行の制度が有効に機能していることから、これを存続させることとする。

2 条例の概要

(1) 条例の失効期限（現行 平成22年3月31日）を定めた規定を削る。

(2) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県警察職員定員条例の一部改正について

1 条例の改正理由

(1) 警察法施行令の一部が改正され、警察官の定員の基準が変更されることに伴い、警察官の定員の増員その他所要の改正を行う。

(2) 新たな治安情勢や大規模行事への対応等と今後の退職者増の状況を勘案し、期間を限定して警察官定員の増員を行う。

2 条例の概要

(1) 警察官の定員及び階級別定員を次のように改める。

ア 警察官の定員 1,193人（現行 1,190人）

イ 階級別定員

- (ア) 警視 62人(現行 62人)
- (イ) 警部 127人(現行 126人)
- (ウ) 警部補・巡査部長 659人(現行 658人)
- (エ) 巡査 345人(現行 344人)

(2) 平成22年4月1日から平成26年3月31日までの間に限り、警察官の定員を次のとおり増員する。

- ア 警視 1人
- イ 警部 1人
- ウ 警部補・巡査部長 6人
- エ 巡査 2人

(3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、警察官の定員を次のとおり増員する。

- ア 警部 1人
- イ 警部補・巡査部長 3人
- ウ 巡査 1人

(4) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 受益と負担の公平の確保を図るため、県立高等学校の専攻科以外の課程における授業料の額を引き上げる。
- (2) 地方公共団体の設置する高等学校における授業料を原則として不徴収とする法律が制定されることに伴い、県立高等学校の授業料を徴収しないこととする者を定める。

2 条例の概要

- (1) 県立高等学校の専攻科以外の課程における授業料の額を引き上げる。
  - ア 全日制の課程 1年につき118,800円(現行 1年につき111,600円)
  - イ 定時制の課程 1年につき32,400円(現行 1年につき31,200円)
  - ウ 通信制の課程 1単位につき310円(現行 1単位につき290円)
- (2) 県立高等学校の生徒に対しては、当分の間、専攻科の生徒その他規則で定める者を除き、授業料を徴収しないものとする。
- (3) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成22年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

厚生病院の診療科の機能強化を踏まえ、病院で標榜する診療科名の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次のとおり病院で標榜する診療科名を定める。

名称	区分	診療科名	
		現行	改正後
鳥取県立厚生病院	新設	-	消化器内科
	名称変更	神経内科	脳神経内科

(2) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

鳥取県病院局企業職員定数条例の一部改正について

1 条例の改正理由

医師、医療技術員等の増員等を行い、診療機能の充実強化を図るため、職員の定数を改める。

2 条例の概要

- (1) 職員定数を1,001人（現行 967人）に改める。
- (2) 施行期日は、平成22年4月1日とする。